

7 福監第 91 号  
令和 8 年 3 月 26 日

請求人 様

福津市監査委員 木村 道也  
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書  
(福間浄化センター植栽等管理業務委託について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、  
次のとおり監査結果を報告します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

### 2 請求書の提出

請求書の提出日(監査事務局受付日)は、令和8年1月26日である。

### 3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書(住民監査請求書)による請求(以下「本件請求」という。)の内容は、原則として原文のまま、次項「請求の要旨」に掲載した。ただし、【】で示した部分は表現を修正した。

### 4 請求の要旨

① 福津市福井市長が、令和7年4月24日に上西郷区自治会と締結した「令和7年度分福間浄化センター内植栽管理業務委託契約」により支出された709万5千円は、非常に高額な積算がなされ、不当な公金の支出がなされた(事実証明書添付)。このことは地方自治法第242条に規定される、住民監査請求の要件を満たすと思料する。よって、公金補填のための返還を福津市福井市長に求める。

② 福間浄化センター設置について、平成14年当時の福間町時代の池浦町長より、上西郷地区受け入れの条件として、年間500万円の環境整備対策費を支払う旨の申し入れがあり、上西郷地区は当年2月確認書を、そして6月に環境整備対策費年間500万円の支払いを明記した確認書を交わした。その後平成19年福津市は、環境整備対策費を施設内業務委託(草刈り費用)に加算して支払う協定書を当該地区と締結した。

ここに今回の問題の原点がある。つまり福間町時代の申し入れは、当該地区居住の全住民を対象として確認書を交わしており、現行の契約は任意加入団体である自治会である。そして随意契約の主体は勿論、自治会であるが、支払先は上西郷区財産組合とされ、非常に興味深いいびつな状況が令和3年度まで続き、令和3年の臨時自治会総会「財産組合」の税務申告漏れを指摘して納税を促したところ、その後組内にて孤立し翌年には財産組合からの連絡もなくなり、すでに組合員でなくこれまで一度も組合員であった事はないと、時の組合長K氏より告げられまし

た。その理由をききましたら「財産組合名簿に載っていない」からとの事でした。納得がいかず調べましたら、私は新住民であり財産組合の名簿人は旧住民でした。

つまり、福津市からの浄化センター「迷惑料」の500万円は、平成14年3月末にて廃止された「形を変えた【旧住民】」への支払いだったのです。私はそのことを知らず活動したために、すでに4年にわたり孤立し、苦しんでおります。

今我々夫婦は、正しく法の裁きを待っております。そのため踏まねばならない段階としての監査請求であります。

③ 福津市は、上西郷区自治会と福間浄化センター内植栽管理業務委託契約を、「迷惑料500万を除いた正しい積算金額」にて新たな請負契約を結ぶこと。

1 福間浄化センター内植栽管理業務委託契約（709万5000円）に加算されている、地元環境整備対策費（500万円）を除く。

2 草刈り費用として、209万5000円を計上する。

3 地元環境整備対策費の減額、あるいは終了の話し合いを、上西郷区財産組合及び上西郷区自治会へ申し入れる。（平成20年の共用開始から16年が経過し、支払われた総額は8,000万円強となる。すでに当初の名目（風評被害への補償金）の目的は達成していると解する。

④ 福津市と上西郷区自治会との現行契約である「福間浄化センター内植栽管理業務委託契約」に加算されていると解される、500万円の地元環境整備対策費は、福津市民が下水道料金として負担しており、③の3に記している減額あるいは終了の申し入れが成れば、市民の負担は軽減される。

## 5 事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである（すべて写し）。

甲1 平成14年2月28日付 「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」

甲2 平成14年6月10日付 「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」

甲3 平成19年11月12日付 「福間浄化センター設置に関する協定書」

甲4 令和7年4月24日付 「業務委託契約書」

甲5 令和3年3月7日付 「令和2年度一般会計決算」（上西郷区）

甲6 令和3年11月21日付 「令和3年度財産組合会計予算」

甲7 令和4年3月6日付 「令和3年度浄化センター対策委員会会計報告書」

甲 8 令和 7 年 3 月 4 日付 「令和 6 年度浄化センター対策委員会会計報告書」

甲 9 西日本新聞記事 「2022 年 9 月 24 日 (R4)」

追加書面

令和 8 年 1 月 23 日付 「意見陳述書」(請求人)

## 6 請求の要件審査及び受理

令和 8 年 1 月 27 日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。)第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、同日、本件請求を受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び着眼点

本件の対象となる財務会計行為は、令和 7 年 4 月 24 日に締結された業務委託契約(以下「本件契約」という。)に基づき、契約の相手方である上西郷区自治会(以下「自治会」という。)に対して委託料 7,095,000 円を支払ったという「公金の支出」である(以下、「本件支出」という。)

本件請求において、請求人は本件支出のうち、5,000,000 円が迷惑料であると主張し、返還を求めている。そして、本件契約額からこれを除いた 2,095,000 円を草刈り費用として計上するよう要求している。

これをふまえ、本件における財務会計行為の適否について、以下の点に着眼して監査を行った。

- 本件契約が随意契約の方法により締結されたことの違法性・不当性
- 本件契約の違法性・不当性
- 本件支出の違法性・不当性

### 2 監査対象部署

都市整備部下水道課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 26 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人はこれに出席し、陳述した。

陳述において請求人は、第 1 の 4 項記載の請求の要旨に加え、平成 14 年 6 月 10 日に福間町長、上西郷区長及び上西郷区浄化センター対策委員会委員長は、町が上西郷区に「地元環境整備対策費」として年間総額 500 万円を支払う旨の内容を含む「福間町公共下水道処理建設に係る確認書」の締結にあたり、その支払は累計で 1 億円に達するまで(①地元環境整備対策費 5000 万円、②草刈り費用として地元住民へ 2000 万円、③下水道管理設のため 2000 万円、④公民館建て替え費用 1000 万円)と合意があった旨述べた。

なお、陳述にあたり新たな証拠（令和 8 年 1 月 23 日付「意見陳述書」）が提出された。

#### 4 関係人調査

##### 監査対象部署に対する調査

令和 8 年 1 月 30 日付 7 福監第 81 号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ・請求の要旨に対する弁明書
- ・弁明書の裏付けとなる資料
- ・本件契約及び委託料の支払いが確認できる資料

令和 8 年 2 月 9 日に以下の資料が提出された。

- ・福津市職員措置請求に関する弁明書(7 福下第 653 号)
- ・弁明書の裏付けとなる資料（すべて写し）
  1. 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書（平成 14 年 2 月 28 日）
  2. 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書（平成 14 年 6 月 10 日）
  3. 福間浄化センター設置に関する協定書（平成 19 年 11 月 12 日）
  4. 令和 7 年度福間浄化センター植栽等管理業務に関する以下の資料
    - ①執行兼見積依頼伺の写し（添付書類含む）
    - ②契約締結伺の写し（添付書類含む）
    - ③業務委託契約書の写し（鑑のみ）
    - ④福間浄化センター植栽等管理業務報告書の写し（鑑のみ）
    - ⑤検査調書の写し
    - ⑥支出命令決議書の写し（添付書類含む）
    - ⑦委託範囲がわかる資料（平面図等）
  5. 土木工事標準積算基準書（河川編）（一部抜粋）
  6. 土木工事实設計単価表（一部抜粋）
  7. 諸経費比較資料
  8. 福津市随意契約のガイドライン

以下に提出のあった弁明書の内容全文を掲載する。

市は、福間浄化センター建設時の平成 19 年 11 月 12 日付で地元上西郷区と取り交わした福間浄化センター設置に関する協定書第 4 条において、「甲は、乙に対し、公正な委託契約に基づき、浄化センターの供用開始時から場内の草刈清掃等の作業を委託するものとする。なお、委託の範囲並びに委託料等については委託契約書で定めるものとする」と規定されていることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に基づき、令和 7 年度の福間浄化センター植栽等管理業務委託契約を締結した。

市が本件植栽等管理業務の委託にかかる見積依頼に際して算出した予定価格の算出方法は次のとおりであった。

業務に係る面積は、次のとおりである。

①平坦部（緑色部分、刈払い機による除草）16,125 m<sup>2</sup>

②高木部（紫色部分、刈払い機による除草）6,591 m<sup>2</sup>

③低木部（赤色部分、人力による除草）922 m<sup>2</sup>

上記①ないし③合計 23,638 m<sup>2</sup>

直接工事費については、上記①ないし③の各面積に、各工種等の単価を乗じて算出した。単価については、福岡県土木工事標準積算基準書及び福岡県土木工事実施設計単価表に基づき算出した。

共通仮設費のうち「打ち合わせ、準備、竣工書類作成等」については、人工数を積上げ方式により算出し、単価を乗じて算出した。共通仮設費のうち「事務用品費、消耗品費等」については、積上げて算出した。

上記のとおり、市が決定した予定価格は、適正に算出されたものである。

市が上西郷区自治会との間で契約し、支払った業務委託料は、予定価格以下の金額であった。

従って、本件植栽等管理業務の業務委託料は、当該業務にかかる適正な委託料である。

また、請求人は福津市が上西郷区自治会に対して支払った業務委託料のうち5,000,000円につき、「福間浄化センター内植栽管理業務委託契約に加算されていると解される、500万円の地元環境整備対策費は、」と主張するが、上記業務委託料は、その全額7,095,000円が本件植栽等管理業務にかかる適切な業務委託料であり、請求人の主張は失当である。

令和8年2月26日に監査対象部署の職員から事情聴取を行った。

### 第3 監査結果

#### 1 本件契約が随意契約の方法により締結されたことの違法性・不当性

##### (1) 本件契約締結に至る経緯

ア 平成14年2月28日、福間町長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長とで、福間町が上西郷区から要望された協力費について交付する方向で最大限の努力をしていく、この協力費の交付手法等については今後協議するとの内容を含む「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」を取り交わした。

イ 同年6月10日、福間町長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長は、「福間町公共下水道処理施設に係る確認書」を取り交わした。この確認書は、上記2月28日付確認書の協力費について、地元環境整備対策費(仮称)として施設の供用開始年度から年間総額500万円を議会の議決など所要の手続きをとって支出すること、支出方法などの詳細については今後作成の甲乙による協議書等で決定する

ものとすることを確認するものであった。

ウ 平成 17 年 1 月に福間町と津屋崎町が合併して市が誕生した後である平成 19 年 11 月 12 日、福津市長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長は「福間浄化センター設置に関する協定書」を取り交わした(以下「平成 19 年協定」という。)。この協定書は、市が上西郷区に協力費ないし地元環境整備対策費を支払う旨の定めはなく、その代わり、市が上西郷区に対し公正な委託契約に基づき福間浄化センターの供用開始時から場内の草刈清掃等の作業を委託するもの並びに委託の範囲及び委託料等については委託契約書で定めることを合意するものであった。

エ 市は、福間浄化センターの供用が開始された平成 20 年度以降、毎年により本件協定に基づき、上西郷区(行政区長制度が廃止されたことに伴い、令和 4 年度以降は上西郷区自治会)に対して、随意契約の方法により本件植栽等管理業務を委託し、その業務委託料として令和元年度までは年間 682 万 5000 円、令和 2 年度以降は年間 709 万 5000 円を支払っていた。

オ 本件植栽等管理業務委託については、令和 4 年度について令和 5 年 3 月 13 日に、令和 5 年度について令和 6 年 3 月 14 日にそれぞれ住民監査請求に対する監査委員の監査結果報告がなされた。

カ 市は、令和 7 年 4 月 24 日、上西郷区との間で、平成 19 年協定に基づく業務委託契約であり、契約の相手方は特定されているため、競争入札に適さないとして地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号による随意契約の方法によって、上西郷区自治会との間で、令和 7 年度実施の福間浄化センター植栽等管理業務にかかる業務委託契約を締結した。

## (2) 性質又は目的が競争入札に適しないものといえるかについての判断基準

ア 本件契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号により、自治会を相手方とした随意契約の方法により締結されている。そこで「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(同号)について、検討する。

イ 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」もこれに該当する。

ウ そして、このような場合に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量

判断により決定されるべきもの」と解される(最高裁判所昭和 62 年 3 月 20 日判決・民集 41 卷 2 号 189 頁参照)。

エ もっとも、契約担当者の裁量判断が合理性を欠くと認められる場合には、監査委員はこれを違法・不当原因として勧告することも許される。

オ 公表されている福津市随意契約のガイドライン「随意契約ができる場合」では、「2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないもの」として、「③市の政策の中で位置付けられた特定の者との契約を必要とする場合」を例示し、「事業の目的、内容等から特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないものに限る。かつ、政策目的を達成するための事業として、別途(契約の相手方の選定理由も含め)決定があること」とされている。かかるガイドラインは、上記法令解釈と整合するから契約担当者の裁量判断にかかる基準として合理的である。

### (3) 本件契約の性質又は目的

ア 市は、本件契約を随意契約の方法で締結した理由を、平成 19 年協定に基づく業務委託契約であり契約の相手方が特定されているため、競争入札に適さないとしている。

イ 平成 14 年に福間町と上西郷区との間で交わされた確認書の内容によれば、下水処理施設が周辺的生活環境に与える影響について、地域住民から少なからず懸念や不安が示されていたことがうかがわれる。福津市民全体の利益に寄与する福間浄化センターの設置運営にあたり、地域住民の懸念や不安を払拭する目的が合理性に欠けるということとはできない。この懸念や不安を払拭する手法のひとつとして、平成 14 年の確認書においては、協力費ないし地元環境整備対策費の名目で年間 500 万円を支払うこととし、その詳細を別に定めるとしている。

ウ もっとも、その後、市と上西郷区との間で締結された平成 19 年協定では、協力費ないし地元環境整備対策費の名目で金員を支払うことに代えて、上西郷区に「公正な委託契約に基づき」、場内の草刈清掃等の作業を委託することとされている。

たしかに、平成 14 年 6 月 10 日付確認書には地元環境整備対策費の支払方法の詳細を後に作成する協定書等で決定する旨の記載がある。しかし、平成 19 年協定において、草刈等の作業の委託は、協力費ないし地元環境整備対策費の支払いに代えるものと位置付けられている。したがって、平成 14 年時点における協力費ないし地元環境整備対策費の支払合意は、平成 19 年協定により変更され法的効力を失ったものと解される。

なお、請求人は、平成 14 年の確認書取り交わしの際、町が上西郷区に対し総額 1 億円の支払を行う合意があった旨主張するが、これを裏付けるに足りる資料は調査の限り確認できなかった。また、このような合意が存在していたとしても、かかる合意も平成 19 年協定により変更され効力を失うものと解される。

エ 以上の検討によれば、本件契約の目的は、地元住民の下水処理施設に対する懸念や不安を払拭することを含み、その実現方法として上西郷区の地元住民らが福間浄化センター内に立ち入って作業をすることを選択しているのであって、その合理性

は否定できない。

(4) 特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないか

他に本件契約の相手方となりうる地元住民らで組織される団体が見あたらないことなどからすれば、上西郷区自治会を契約の相手方たる「特定の者」として、契約しなければ、当該事業を達成することはできないといえる。

(5) 結論

以上の検討からすれば、本件契約を随意契約の方法で締結したことについて、違法性・不当性を認定することはできない。

## 2 本件契約の違法性・不当性

### (1) 本件契約の概要

ア 業務委託名	福間浄化センター植栽等管理業務委託
イ 履行場所	福間浄化センター地内
ウ 履行期間	令和7年4月25日から令和8年3月13日まで
エ 業務委託料	7,095,000円(消費税込)
オ 仕様書(作業内容)の概略	

1回につき以下の作業を、履行期間中に3回

① 機械草刈(雑草)	16,125 m <sup>2</sup>
② 機械草刈(高木下草)	6,591 m <sup>2</sup>
③ 人力草刈(低木下草)	922 m <sup>2</sup>
④ 集草(人力)	23,638 m <sup>2</sup>
⑤ 積込・荷卸	23,638 m <sup>2</sup>
⑥ 運搬(場内運搬)	23,638 m <sup>2</sup>

### (2) 予定価格について

予定価格は、直接工事費および諸経費で構成されている。

このうち、直接工事費については、「土木工事実施設計単価表 令和7年3月1日福岡県県土整備部」に記載された単価を使用し、「土木工事標準積算基準書 河川編 令和6年10月1日 福岡県県土整備部」(以下「基準書」という。)に基づき、パッケージ単価を工種ごとの数量に乗じて積算している。

一方、諸経費については、基準書によらず必要とする作業項目を個別に積上げ、それぞれの所要時間を見積り、これらに単価を乗じて積算している。また、事務用品等の消耗品についても必要な数量および単価を設定し、当該費用として積算している。

### (3) 本件業務の内容・対象について

福間浄化センター敷地内の草刈り作業を対象としており、対象面積の総計は23,638 m<sup>2</sup>である。「業務設計書」では地形の特性に応じて作業項目を分類し、次のとおり工種を区分している。

・機械による草刈面積: 22,716 m<sup>2</sup>

このうち、高木部周辺部は6,591 m<sup>2</sup>、その他の区域は16,125 m<sup>2</sup>である。

・人力による草刈面積:922 m<sup>2</sup>

以下に、本件業務に係る積算内容を示す。

ア 直接工事費

作業項目	面積 (千m <sup>2</sup> )	パッケージ単価 (千m <sup>2</sup> 当り)	金額	備考
除草肩掛式	16.125	39,050	629,681	雑草草刈
除草肩掛式	6.591	39,050	257,378	高木(下草処理)
除草人力	0.922	97,550	89,941	低木(下草処理)
集草人力	23.638	22,120	522,872	
積込・荷卸	23.638	13,860	327,622	ダンプトラック2t積級
運搬	23.638	3,037	71,788	ダンプトラック2t積級
計			1,899,282	

直接工事費=5,697,846円(1,899,282円×3回)

イ 諸経費

諸経費については、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せず、「打ち合わせ」「関係機関協議」「書類作成」「人員募集」「事前準備」「竣工書類確認」に係る参加人数に労務単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」「飲料費」「その他」を積上げ計上している。

(ア) 打ち合わせ、関係機関協議、書類作成等

	日数	参加人数内訳(人/日)		備考
		普通 作業員	土木一般 世話役	
打ち合わせ	2.0	1.5000	0.500	2時間×2回×4人
関係機関協議	0.5	0.2500	0.250	1時間×2回×2人
書類作成	0.25	0.1250	0.125	1時間×1回×2人
人員募集	1.0625	1.0625	0.000	0.5時間×1回×17人
事前準備	4.0	3.0000	1.000	4時間×2回×4人
竣工書類確認	2.0	1.5000	0.500	4時間×1回×4人
計	9.8125	7.4375	2.375	

普通作業員 171,794円(7.437人/日×23,100円)

土木一般世話役 71,487円(2.375人/日×30,100円)

合計 243,281円(171,794円+71,487円)

(イ) 事務用品費、消耗品等

	数量	単価	金額	備考
コピー代	420枚	2円/枚	840円	412世帯(R7.02)+予備
飲料費	60人	100円/本	6,000円	60人参加予定(R6実績)

その他			660 円	筆記具、その他
計			7,500 円	

諸経費=752,343 円(243,281 円×3 回+7,500 円×3 回)

#### (4) 結論

予定価格の積算過程を審査した結果、直接工事費については、基準書に準拠し、公共単価が適用されていることが確認された。

諸経費 (ア) (イ) については、業務遂行に必要な人件費及び事務用品等の数量等を積上げて積算されていることが確認された。

本件業務における予定価格は、これらの直接工事費及び諸経費の合計額に端数 189 円を控除した上で、消費税 (645,000 円) を加算したものであり、客観的かつ合理的な根拠に基づき設定されていると判断される。

本件契約はこの予定価格を超えるものではなく、金額の点で違法・不当であるといえることはできない。また、この他に違法性・不当性を裏付ける事実も認定できない。

したがって、本件契約が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 本件支出の違法性・不当性

前述のとおり、本件契約に違法・不当な点は認められなかった。そこで、本件契約に基づく支払が関係法令等に則って適正に支払われているか、以下検討する。

本件契約は、令和 7 年 4 月 15 日に起案された執行伺兼見積依頼伺(07 福下第 45 号、同日決裁)に基づき、上西郷区自治会から見積書(同月 18 日付)を徴収して随意契約とし、同月 18 日に起案された見積結果・契約伺(07 福下第 58 号、同月 24 日決裁)に基づき「業務委託料」として 7,095,000 円で契約されたものである。

本件契約の契約書には、委託名及び委託料の他に契約日が令和 7 年 4 月 24 日、履行期間が同月 25 日から令和 8 年 3 月 13 日まで、契約の相手方が上西郷区自治会である旨が記載され、委託料を 3 回に分割して支払う旨が規定されている。

支払い実績は、以下のとおりである。

#### ア 第 1 回支払

実施日：令和 7 年 5 月 17 日

検査日：令和 7 年 5 月 21 日

請求日：令和 7 年 5 月 21 日

支払日：令和 7 年 6 月 5 日

支払金額：2,365,000 円

#### イ 第 2 回支払

実施日：令和 7 年 7 月 26 日

検査日：令和 7 年 7 月 29 日

請求日：令和 7 年 7 月 29 日

支払日：令和 7 年 8 月 14 日

支払金額：2,365,000 円

ウ 第3回支払

実施日：令和7年11月15日

検査日：令和7年11月18日

請求日：令和7年11月18日

支払日：令和7年12月4日

支払金額：2,365,000 円

いずれも契約期間内に業務完了の検査を終了した後、相手方から支払い請求を受けた日から30日以内に（本件契約書第10条第3項）、適正な支出命令のもとで「福間TC植栽等管理業務委託料」（支出命令書の摘要欄の記載による）として支払われている。

以上のように、支払について、違法・不当は確認できなかった。

#### 4 結論

以上のように、本件契約を含む本件支出に違法性・不当性は確認できなかった。このため、本件請求には理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により、本件請求を棄却する。

#### 第4 監査の結果に添える意見

本件植栽等管理業務委託は、地域住民の不安を払拭するために一定の効果を上げてきたと評価できる。監査委員は、令和7年4月24日に締結された本件契約に違法性・不当性を認めることはできないと判断した。

福岡地方裁判所は、令和7年10月8日に言い渡した判決で、令和5年度の本件植栽等管理業務委託契約について、平成19年協定には終期が定められておらず供用開始から15年以上が経過していること、福間浄化センターに対する地域住民の不安や負担といった感情が時の経過とともに緩和しつつあるとも考えられること、上西郷区への業務委託料の余剰金の累積額が令和4年3月時点で約6400万円に上っていることなどを挙げて、市が上西郷区自治会に対し、本件植栽等管理業務を委託し続けることの必要性や相当性が次第に低下していく旨指摘している。

このような指摘を踏まえれば、将来にわたり、市が漫然と平成19年協定に依拠して上西郷区自治会への全面的な業務委託を続けることは適切ではない。

したがって、本件植栽等管理業務委託については、契約内容などを含め、前記判決がいう必要性や相当性について、適切に検討されるよう要請して、監査委員の意見とする。

以上